

## 船橋市商工業戦略プラン推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市商工業戦略プランを推進するために、船橋市商工業戦略プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (目的)

第2条 船橋市商工業戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）の趣旨に基づき、本市の商工業が持続的な発展を遂げるために、事業の効果的かつ効率的な推進を図るよう、調整及び事業の進捗管理を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び副委員長及び委員をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、議事の進行及び整理を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、令和17年度を最終年度とする本プランの計画期間を超えないものとする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、市長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 推進会議は、事業の進捗管理を行う上で、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 3 委員長は、議事の内容が簡易なものであるとき、又は書面による審議によっても当該会議の目的が十分に達成され、かつ「会議の開催」とみなすことが適当であると認めるときは、委員への書面の送付及び回答の受領をもって、会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、経済部商工振興課が行う。

(公務災害補償)

第8条 委員等の職務上生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱が施行された際に委嘱される委員等の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。